

## 求人情報の発信支援補助金 Q&A

Q 1 有料の就職情報サイトとはどういったものか。

A 1 企業の新規学卒者向けの求人に関する情報を有料で掲載するWEBサイトで、例えばマイナビやリクナビなどが該当します。  
なお、採用実績等に応じた歩合制などで料金の発生するものは除きます。

Q 2 求人に関する情報とはどういったものか。

A 2 3月1日の企業の広報活動解禁後の具体的な求人内容のほか、広報活動解禁前に行うインターンシップなどの求人に関連した情報をいいます。

Q 3 過去3年のうちに、有料の就職情報サイトでインターンシップの情報を掲載した。3月1日から採用情報をこのたび新たに有料の就職情報サイトを活用して発信しようと考えているが、この補助金ができるか。

A 3 過去3年のうちに、有料の就職情報サイトでインターンシップ情報を含む求人に関する情報を掲載した場合は、本補助金の対象にはなりません。ただし、採用ブランディングの一環として、就職情報サイトを活用した求人に関する情報の発信の見直しをする場合には、採用ブランディング支援補助金の活用ができる場合がありますので、ご検討ください。

Q 4 過去3年のうちに、地域や職種を限定した有料の就職情報サイトで求人に関する情報を掲載した。このたび、地域や職種を限定しない有料の就職情報サイトを活用して情報発信しようと考えているが、この補助金ができるか。

A 4 過去3年のうちに、有料の就職情報サイトで求人に関する情報を掲載した場合は、本補助金の対象にはなりません。ただし、採用ブランディングの一環として、就職情報サイトを活用した求人に関する情報の発信の見直しをする場合には、採用ブランディング支援補助金の活用ができる場合がありますので、ご検討ください。

Q 5 有料の就職情報サイトであれば、どのサイトを活用しても補助金の対象となるか。

A 5 本補助金は、就職情報サイトを活用して全国の学生に自社の採用情報を届けることが目的となりますので、その目的を達成するために就職情報サイトを選択した合理的な理由を交付申請書に記載いただくこととしています。

Q 6 2024年に高校卒業予定者のみの採用を検討しているが、この補助金ができるか。

A 6 本補助金は、就職活動を行う際に就職情報サイトを活用することが常態化している大学や専修学校等に在籍する学生を対象とした情報発信の支援が目的ですので、原則、各高校等に求人票を提出することとなる高校卒業予定者のみを採用する計画の場合は、補助金の対象にはなりません。